

第9回東京都新型コロナウイルス 感染症対策本部会議

次 第

令和2年2月21日（金） 11時45分から
都庁第一本庁舎 7階特別会議室（庁議室）

- 1 開会
- 2 状況報告
- 3 各局発言
- 4 本部長指示
- 5 閉会

新型コロナウイルス関連肺炎に関する対応

1. 現在の状況

○ 国内外発生状況（厚生労働省発表）（2月20日12時時点）

	中国	香港	マカオ	台湾	日本	韓国	シンガポール	ネパール	タイ	ベトナム
患者数	74,576	65	10	24	70	82	84	1	35	16
死亡者数	2,118	1	0	1	1	0	0	0	0	0

	マレーシア	オーストラリア	米国	カナダ	フランス	ドイツ	カンボジア	スリランカ	アラブ首長国連邦	フィンランド
患者数	22	15	15	8	12	16	1	1	9	1
死亡者数	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0

	フィリピン	インド	イタリア	英国	ロシア	スウェーデン	スペイン	ベルギー	エジプト	合計
患者数	3	3	3	9	2	1	2	1	1	75,088
死亡者数	1	0	0	0	0	0	0	0	0	2,123

※ 日本においては、その他 14 名の無症状病原体保有者の確認がされている。その他、横浜到着のクルーズ船において、634 名の陽性が確認されている。

○ 都の発生状況 25 名（2月20日12時時点） 福祉保健局プレス発表資料累計

- ・ 海外からの旅行者 3 名（中国在住）
- ・ 都内在住者 22 名

○ 国の動き

- 1月21日 新型コロナウイルスに関連した感染症対策に関する関係閣僚会議
- 1月24日 新型コロナウイルスに関連した感染症対策に関する関係閣僚会議
- 1月28日 新型コロナウイルスについて、感染症法に基づく指定感染症及び検疫感染症に指定
- 1月30日 新型コロナウイルス感染症対策本部設置
第1回新型コロナウイルス感染症対策本部会議
- 1月31日 第2回、第3回新型コロナウイルス感染症対策本部会議
- 2月 1日 新型コロナウイルス感染症を指定感染症として定める等の政令及び検疫法施行令の一部を改正する政令の施行
- 2月 1日 第4回新型コロナウイルス感染症対策本部会議
- 2月 5日 第5回新型コロナウイルス感染症対策本部会議
- 2月 6日 第6回新型コロナウイルス感染症対策本部会議
- 2月12日 第7回新型コロナウイルス感染症対策本部会議
- 2月13日 第8回新型コロナウイルス感染症対策本部会議
- 2月14日 第9回新型コロナウイルス感染症対策本部会議
- 2月16日 第10回新型コロナウイルス感染症対策本部会議
第1回新型コロナウイルス感染症対策専門家会議
- 2月18日 第11回新型コロナウイルス感染症対策本部会議
- 2月19日 第2回新型コロナウイルス感染症対策専門家会議

○ 都の動き

1月24日	新型コロナウイルス関連肺炎第1回東京都危機管理対策会議
1月27日	新型コロナウイルス関連肺炎第2回東京都危機管理対策会議
1月28日	新型コロナウイルス関連肺炎第3回東京都危機管理対策会議
1月29日	新型コロナウイルス関連肺炎第4回東京都危機管理対策会議
1月30日	東京都新型コロナウイルス感染症対策本部設置 第1回東京都新型コロナウイルス感染症対策本部会議
1月31日	第2回東京都新型コロナウイルス感染症対策本部会議
2月 3日	第3回東京都新型コロナウイルス感染症対策本部会議
2月 7日	第4回東京都新型コロナウイルス感染症対策本部会議
2月12日	第5回東京都新型コロナウイルス感染症対策本部会議
2月14日	第6回東京都新型コロナウイルス感染症対策本部会議
2月17日	第7回東京都新型コロナウイルス感染症対策本部会議
2月18日	第8回東京都新型コロナウイルス感染症対策本部会議

2 都の対応

[新型コロナウイルス関連肺炎全般]

- ・情報提供・共有、感染拡大防止について関係各局が連携を密に取り組むことを確認
- ・新型コロナウイルスに関する情報の発信（多言語対応）
- ・新型コロナウイルス関連肺炎に係るコールセンターの設置
- ・新型コロナウイルスに関する中小企業等特別相談窓口の設置
- ・感染者の行動歴をプライバシーに配慮して公表する考え方の見直し
- ・東京港における水際対策のための「新型コロナウイルスに関連した感染症対策連絡会」を開催
- ・厚生労働大臣あての緊急要望を実施
- ・新型コロナウイルス感染症に関する知事メッセージ発信
- ・「帰国者・接触者電話相談センター」、「帰国者・接触者外来」の新規開設

[中国武漢市から帰国した在留邦人対応]

- ・帰国者に対し健康管理リーフレットについて外務省を通じて機内配布
- ・厚生労働大臣あての緊急要望を実施
- ・武漢から帰国した邦人等について、健康観察期間終了後、都営住宅を一時的に提供

〈第1便〉

- ・羽田から中国武漢への出発便で、支援物資（防護服約2万着）搬送
- ・1月29日8時40分過ぎ、羽田空港に在留邦人206名が到着
- ※東京消防庁の計21隊が羽田空港に待機
- 総務局からリエゾン2名を派遣
- 福祉保健局からコーディネーター3名（医師、保健師、事務）を派遣
- ・体調不良の方を病院へ緊急搬送（東京消防庁）

受入病院	受入人数	属性等
(公財) 東京都保健医療公社 荏原病院	4名	・30代 男性 ・50代男性 ・40代 男性 ・50代女性
都立駒込病院	1名	・50代 女性

※それ以外については国立国際医療研究センターへ搬送

- ・経過観察のために宿泊施設に滞在していた197名について、2月12日に検査を実施した結果、全員陰性

〈第2便〉

- ・1月30日8時50分頃、羽田空港に在留邦人210名が到着
 - ※東京消防庁の計17隊が羽田空港に待機
 - 総務局からリエゾン2名を派遣
 - 福祉保健局からコーディネーター3名（薬剤師、衛生監視、事務）を派遣
- ・咳等の症状のある方13名を病院に搬送（東京消防庁）

受入病院	受入人数
(公財) 東京都保健医療公社 荏原病院	2名
都立墨東病院	2名
都立駒込病院	4名
(公財) 東京都保健医療公社 豊島病院	5名

- ・その後、13名が入院
- ・経過観察のために宿泊施設に滞在していた199名について、2月12日に検査を実施した結果、全員陰性

〔帰国邦人への対応〕

- ・国の要請を受け、帰国した在留邦人を経過観察のために受け入れる警察大学校や国の研修所に対し、医師や看護師、保健師のほか、事務職員を派遣
- ・宿泊スペース等の都合により、警察大学校（府中市）及び西ヶ原研修合同庁舎（北区）から税務大学校（埼玉県和光市）に2月1日に移送済。これに伴い、医師や看護師、保健師、事務職員の派遣終了

〈第3便〉

- ・1月31日10時25分頃、羽田空港に在留邦人149名が到着
 - 東京消防庁の計16隊が羽田空港に待機
 - 総務局からリエゾン2名を派遣
 - 福祉保健局からコーディネーター2名（衛生監視、事務）を派遣
- ・咳等の症状のある方10名を病院に搬送（東京消防庁）

受入病院	受入人数
(公財) 東京都保健医療公社 荏原病院	3名
都立墨東病院	2名
都立駒込病院	3名
(公財) 東京都保健医療公社 豊島病院	2名

- ・帰国した在留邦人を経過観察のために受け入れる施設は、税関研修所（千葉県柏市）、国立保健医療科学院寄宿舍（埼玉県和光市）
- ・経過観察のために宿泊施設に滞在していた145名について、2月14日に検査を実施した結果、1名が陽性

〈第4便〉

- ・ 2月7日10時13分頃、羽田空港に198名が到着
東京消防庁から計10隊が羽田空港に待機
総務局からリエゾン2名を派遣
福祉保健局からコーディネーター2名（薬剤師、事務）を派遣
- ・ 体調不良の方を病院に搬送（東京消防庁）

受入病院	受入人数
(公財)東京都保健医療公社 荏原病院	1名
都立墨東病院	1名

※それ以外については国立国際医療研究センターへ搬送

- ・ 帰国者を経過観察のために受け入れる施設は、税務大学校（埼玉県和光市）

〈第5便〉

- ・ 2月17日6時50分頃、羽田空港に65名が到着
東京消防庁から計8隊が羽田空港に待機
総務局からリエゾン2名を派遣
福祉保健局からコーディネーター2名（事務等）を派遣
- ・ 体調不良の方2名を病院に搬送（東京消防庁）

受入病院	受入人数
都立墨東病院	1名
都立多摩総合医療センター	1名

※それ以外については国立国際医療研究センターへ搬送

- ・ 帰国者を経過観察のために受け入れる施設は、税務大学校（埼玉県和光市）

〔横浜港沖に停泊しているクルーズ船への対応〕

- ・ 634名の陽性患者の一部について、国からの要請を受けて、都内医療機関へ196名受入れ
- ・ 2月14日、国からの緊急要請に基づき、検疫官が使用する医療従事者用マスク1万枚を提供
- ・ 下船者の大型観光バスによる輸送対応

新型コロナウイルス感染症への各局の対応

○ 各局における主な対応

(総務局)

- ・ 情報提供・共有、感染拡大防止について関係各局が連携を密に取り組むことの周知
- ・ 人権部 HP に「都民の皆様へ」と題したメッセージを掲載
- ・ 東京バス協会等3団体へマスク15万枚を各局から提供
- ・ 区市町村への情報提供、実務者会議を実施

(政策企画局)

- ・ 在京大使館等への情報提供
- ・ 都と包括交流に関する覚書を締結している中国・清華大学に防護服を提供

(生活文化局)

- ・ 新型コロナウイルスに関する情報の発信（多言語対応）
- ・ 私立学校への感染症対策の注意喚起
- ・ 都民への感染症対策に関する知事メッセージの発信など、SNSを始め、各種媒体を活用した広報活動

(都市整備局)

- ・ 感染症拡大に備えたスムーズBiz活用の呼び掛け

(住宅政策本部)

- ・ 都営住宅及び公社住宅居住者向けのホームページに感染症対策の注意喚起チラシを掲載
- ・ 武漢から帰国した邦人等について、健康観察期間終了後、都営住宅を一時的に提供

(福祉保健局)

- ・ 新型コロナウイルス関連肺炎に係るコールセンターの設置
- ・ 感染者の行動歴をプライバシーに配慮して公表する考え方の見直し
- ・ 帰国者に対し健康管理リーフレットについて外務省を通じて機内配布
- ・ 「帰国者・接触者電話相談センター」、「帰国者・接触者外来」の新規開設
- ・ 都内医療機関や保健所に対し、防護服を順次配布
- ・ 中華人民共和国に対する防護服の追加提供に向け、関係機関と調整中
- ・ 国からの緊急要請に基づき、横浜港沖に停泊しているクルーズ船の検疫官が使用する医療従事者用マスク1万枚を提供

(病院経営本部)

- ・ 羽田空港に到着した在留邦人のうち体調不良の方を都立・公社病院で受入

(産業労働局)

- ・ 緊急調査を実施し、必要な対応策を検討
- ・ 産業労働局金融部及び中小企業振興公社に、「新型コロナウイルスに関する中小企業者等特別相談窓口」を設置

(港湾局)

- ・ 東京港における水際対策のための「新型コロナウイルスに関連した感染症対策連絡会」を開催
- ・ 横浜港沖に停泊しているクルーズ船の乗客乗員に生活用品を提供
- ・ ゆりかもめにおいてスムーズBizの活用や感染症対策に関する呼びかけを実施

(交通局)

- ・ 局ホームページにより、スムーズビズの実施への協力を呼びかけ (2/18)
- ・ マスク着用、咳エチケットなどの感染予防、スムーズビズの実施への協力を呼びかけ
(2/18 以降順次実施)
Twitter、駅構内放送、地下鉄車内放送、駅改札口ディスプレイ、ホーム行先案内表示器
- ・ スムーズビズの実施への協力を呼びかけるステッカーを設置 (2/21 以降順次設置)
都営地下鉄 10 駅のホームドア
- ・ ダイヤモンド・プリンセス下船者の大型観光バスによる輸送対応
2/19 横浜港から羽田空港まで 2 台 (3 台準備) 34 名
2/20 横浜港から羽田空港及びパレスホテルまで 3 台 24 名
2/21 予定 横浜港から羽田空港まで 3 台

(教育庁)

- ・ 学校及び保護者への感染症対策の注意喚起
- ・ 都立高校入学者選抜における対応
- ・ 公立学校の出席停止、臨時休業並びに卒業式などの学校行事への対応

(東京消防庁)

- ・ 各種救命講習等の感染予防対策の実施

○ 都庁舎・事業所共通

- ・ 各執務室等入口前に消毒液設置、石鹸の設置や手洗い等を呼びかけるポスターの掲示
- ・ イベント開催時における感染予防対策の協力依頼
- ・ 来客対応を行う職員等のマスク着用実施
- ・ ウイルスに対する注意喚起を促す掲示物の設置・貼り出し

新型コロナウイルス検査実施状況（都内）

令和2年2月20日時点

検査実施	検査数 (件)	陽性者数 (件)	備考
～1/31	11	3	・湖北省武漢市2 ・湖南省1（武漢市 滞在歴あり）
2/1～2/7	12	0	
2/8～2/14	9	3	
2/15～2/20	343	19	
合計	375	25	

（陽性者の状況）

陽性者25名のうち、重症は3名

帰国者・接触者電話相談センターの受付状況について

1 開設日時

令和2年2月7日（金）午後5時

2 受付時間・設置期間

受付時間	設置機関
平日：日中 各保健所の開所時間による (概ね午前9時～午後5時)	各保健所の相談センター
平日：午後5時～翌午前9時 土日祝日：終日	都・特別区・八王子市・町田市 合同電話相談センター

3 相談対応件数

	2/7 (金)	2/8 (土)	2/9 (日)	2/10 (月)	2/11 (火祝)	2/12 (水)	2/13 (木)
午前9時～午後5時	-	25	26	116	25	124	124
午後5時～翌午前9時	17	9	9	21	7	23	32
合計	17	34	35	137	32	147	156

	2/14 (金)	2/15 (土)	2/16 (日)	2/17 (月)	2/18 (火)	2/19 (水)	2/20 (木)	累計
午前9時～午後5時	245	72	90	827	1,065	1,048	※	3,787
午後5時～翌午前9時	106	84	96	143	143	161	114	965
合計	351	156	186	970	1,208	1,209	114	4,752

※ 2/20（木）の各保健所の相談センターにおける対応件数は集計中

4 帰国者・接触者外来への紹介人数

49人

新型コロナウイルス感染症に関する電話相談窓口 (コールセンター) の受付状況について

1 開設日時

令和2年1月29日(水)午後6時

2 受付時間

午前9時から午後9時まで(土、日、祝日含む)

3 相談対応件数

	1/29 (水)	1/30 (木)	1/31 (金)	2/1 (土)	2/2 (日)	2/3 (月)	2/4 (火)
午前9時～午後1時	-	113	161	141	82	168	96
午後1時～午後5時	-	122	125	77	59	102	81
午後5時～午後9時	23	89	116	58	52	69	50
合計	23	324	402	276	193	339	227

*1/29のみ午後6時～午後9時の対応

	2/5 (水)	2/6 (木)	2/7 (金)	2/8 (土)	2/9 (日)	2/10 (月)	2/11 (火祝)
午前9時～午後1時	109	83	74	58	30	68	45
午後1時～午後5時	74	56	55	39	23	53	19
午後5時～午後9時	63	31	47	28	26	35	14
合計	246	170	176	125	79	156	78

	2/12 (水)	2/13 (木)	2/14 (金)	2/15 (土)	2/16 (日)	2/17 (月)	2/18 (火)
午前9時～午後1時	53	51	109	86	117	163	150
午後1時～午後5時	63	47	102	107	87	129	132
午後5時～午後9時	33	55	89	101	109	110	93
合計	149	153	300	294	313	402	375

	2/19 (水)	2/20 (木)	累計
午前9時～午後1時	165	125	2,247
午後1時～午後5時	121	116	1,789
午後5時～午後9時	117	93	1,501
合計	403	334	5,537

新型コロナウイルス感染症に関する有識者意見交換会

＜主な意見＞

1 都内感染症指定医療機関の現状

- クルーズ船からの陽性者（重症者を含む。）対応で感染症病床はフル稼働状態
- 帰国者・接触者電話相談センターを経由せず、外来を受診する患者が増加傾向

2 新型コロナウイルス感染症の広がり

- 都内では、感染源や感染経路が不明な事例や、集団感染事例が発生
- 新型コロナウイルス感染症は重症例から表面化しているが、多数の軽症例が潜在していると考えべき
- 大きな集団感染が突然発生する可能性あり

3 新型コロナウイルス感染症患者像

- 糖尿病などの基礎疾患を持つ患者や、高齢者が重症化する傾向あり。
50代で重症化した例もあり
- 一週間ほどで悪化し、徐々に低酸素状態になる例あり

4 検査

- 今後、都内で感染が拡大した場合には、すべての対象者にPCR検査を実施する必要はない

5 医療提供体制

- 一般の病院はまだ感染症患者を診る意識になっていない。病院の体制整備に時間がかかるため、早めに準備することが必要
- 患者の重症度に応じ、一般の医療機関と感染症指定医療機関等の役割分担を明確にすべき
- 新型コロナウイルス感染症の臨床像など、対応の指針になるようなものがあれば診療しやすい

6 院内感染防止

- 院内感染防止の啓発や、施設設備・資器材の整備が必要

7 搬送体制

- 患者の容態が変化した場合の転院搬送体制の確保が必要

8 都民への情報提供

- 正しい情報を適時適切に提供することが必要

都主催イベントの取扱いについて

新型コロナウイルス感染症については、現在都内において、感染源や感染経路が判明していない症例が増えてきている。現段階での公衆衛生上の目標は、国内、都内での感染拡大を防ぐことであり、感染の機会を減らすこと、特に感染者が一度に多くの人を感染させる機会を減らす社会的な取組が重要である。

都はこれまで、専門家のアドバイスを踏まえながら、流行状況などの現状を分析し、検査体制、医療体制の確保などの対策を講じてきている。現在の状況は、都内発生早期の段階にあり、感染拡大を防ぐための重要な局面にある。そのため、今後の3週間（2月22日～3月15日）を拡大防止の重要な期間として位置づけ、様々な対策を講じていく。

この方針に基づき、都主催イベントについても、以下のとおり取扱うものとする。

なお、この取り扱いについては、今後、感染防止対策全体の方針のもとに、適宜見直しを行う。

1 今後3週間の対応方針

- ・ 屋内でのイベントについては、大規模なもの、食事を提供するものは、原則として、延期又は中止する。
- ・ ただし、屋内での大規模なイベントであっても、この期間に実施する必要があり、実施日の変更が困難なものについては、感染リスクへの必要な対策をとり、実施する。
(例) 入学試験、卒業式、資格試験 など
- ・ 屋外でのイベントについても、食事を提供するものは、原則として、延期又は中止する。
- ・ その他の屋内イベント及び屋外イベントについては、リスク評価を行い判断する。実施する場合には、感染リスクへの必要な対策を十分に講じることを条件とし、それが実施できないと判断される場合には、延期又は中止する。

<リスク評価を行う上での考慮事項>

- ・ 開催規模（参加人数）
- ・ 開催場所（屋外・屋内・換気の状態）
- ・ 開催期間・時間（同一空間での滞在時間）
- ・ 参加者同士の距離（近距離又は対面）
- ・ 参加者の特性（高齢者や基礎疾患を有する者、障害者、子供等）及び不特定多数か否か
- ・ イベントを通じた相互接触の機会

等

2 イベントを実施する場合の注意事項

イベントを実施する場合には、以下の点に留意すること。

- ・ 発熱等の症状がある人に参加を控えるよう要請（事前告知が望ましい。）
- ・ 咳エチケットの徹底や、頻繁な手洗いなどの周知。あわせて正しい手洗い方法の普及啓発
- ・ アルコール消毒液を会場入口や会場内の複数個所に設置し、確実に実施
- ・ 屋内イベントでの定期的な換気
- ・ 相互接触の機会を減らす、対面での会話機会を極力減らすなどの実施内容の変更 等

都庁における新型コロナウイルス感染症への対応について (都主催会議・出張関連)

- 都主催の会議（審議会、各局の説明会等）
 - ・ 業務上の必要性を精査したうえで、可能なものは延期（当面次年度に実施）
 - ・ 実施にあたっては、規模の見直しやテレビ会議の活用も検討

- 出張への対応
 - ・ 現地確認など業務上必要な場合は、最小限の回数や人数で実施
 - ・ 本庁、出先事業所間や業者との打ち合わせも、可能なものは電話やメールで対応
 - ・ 帰庁の際は、手洗い、うがいを徹底

都庁における新型コロナウイルス感染症対策(テレワーク・オフピーク通勤関連)

実施方針

(1) 令和2年3月～ 東京2020大会時の取組を前倒しして可能なものから速やかに実施

- 本庁職員全員(*)を対象に**テレワーク又はオフピーク通勤** (8:30～9:30始業を回避) を3月2日から実施
・ 各局は、4月以降の実施計画の策定にも着手
- 都職員用の常設型サテライトオフィスを前倒し開設 (現2か所→4か所)

(2) 令和2年4月～ 東京2020大会を見据えて取組の前倒しを加速

- 本庁職員全員(*)を対象に**週2回以上のテレワーク**を実施し、毎日**時差勤務やフレックスタイム制等**を活用した**オフピーク通勤**を実施
- 常設型サテライトオフィスの前倒し開設追加と大会期間に開設を予定していた特設型サテライトオフィスの早期開設 (計13か所予定)
- 出先事業所の一部に端末を配備し、試行を開始

(3) 令和2年7月24日～ 大会2020大会開催時の取組を実施

(*)窓口業務等への対応職員を除く

【今後のスケジュール (令和2年)】



「第9回東京都新型コロナウイルス感染症対策本部会議」

令和2年2月21日（金）11時45分
都庁第一本庁舎 7階特別会議室（庁議室）

【危機管理監】

それでは「第9回東京都新型コロナウイルス感染症対策本部会議」を開催します。

本日は感染症の専門家である三名の先生にお越しいただいておりますのでご紹介いたします。

東京都医師会副会長でいらっしゃいます猪口先生、国立国際医療研究センター病院国際感染症センターセンター長でいらっしゃいます大曲先生、東京都感染症対策アドバイザーであり、東京医科大学渡航者医療センター教授でいらっしゃいます濱田先生です。

それでは次第に従いまして、最新の状態についてご説明いたします。新型コロナウイルス関連肺炎に関する対応です。

現在の国内外での発生状況でございますが、2月20日12時時点の厚生労働省発表によりますと、患者数が75,088名、死亡者数が2,123名となっております。

また中国の最新の発表に基づきますと、死亡者数は今2,233名という数字で出ております。都内の発生状況につきましては、同じく20日12時の時点で25名、またクルーズ船関連の都内在住の方1名が亡くなられたというところです。

続いて国の動きについて、2月18日に第11回の対策本部会議、19日には専門家会議が開催されております。

横浜港沖に停泊しているクルーズ船への対応ですが、634名の陽性患者の方が出ております。国からの要請を受けまして、都内の医療機関へ196名を受入れております。あわせて、下船者の大型観光バスによる輸送対応を実施しております。

新型コロナウイルス感染症への各局の対応ですが、港湾局からは、ゆりかもめにおきまして、

スムーズビズの活用や、感染症対策の呼びかけ等を実施しております

それでは、各局からご発言をいただきたいと思います。まず交通局からお願いいたします。

【交通局】

輸送対応についてご報告いたします。交通局では、国からの要請に基づき、横浜港に停泊しているクルーズ船の旅客のうち、船内で14日間経過後、PCR検査にて陰性であり、かつ医師のメディカルチェックで問題のない方々について、19日から当局の観光バスにて、羽田空港もしくは都内ホテルまで移送しております。

19日から20日の2日間で、3両の車両を使用し、外国人を含む計58名の方々の移送を完了いたしました。

本日も、3台を配車し、羽田空港まで移送する予定となっております。以上です。

【危機管理監】

ありがとうございました。それでは次に福祉保健局お願いいたします。

【福祉保健局】

都内発生者分の新型コロナウイルス検査の実施状況は、現在、陽性者25名です。状態は、重症が3名、それ以外は軽症あるいは症状が安定している状態と聞いております。

帰国者・接触者電話相談センターの受付件数については、13日に都内在住者初の陽性者が発生し、それ以降は相談センターへの相談件数増えています。累計4,752件となっています。

一般の電話相談受付についても13、14日以降、相談件数が上昇しています。

福祉保健局として今回の感染症対策について、緊急に医療関係者・専門家の意見を伺う会議を2月19日水曜日に行いました。その際、20名の専門家の方が参加し、現状に関する状況分析や今後の方向性について意見交換を行いました。本日はその時ご参加いただいた3名の先生方に

お越しいただき、それぞれの専門分野に基づいてこの場でご意見を頂戴したいと思います。
よろしく願いいたします。

【東京都医師会副会長 猪口医師】

では、そのときの座長代理ということで私の方からお話をさせていただきます。

一つ目、都内感染症指定医療機関、専門の病院の現状ですが、クルーズ船からの陽性者対応で、重症者を含んでおりますが、かなりフル稼働の状態であります。

それから、帰国者・接触者電話相談センターを経由せずに、外来を受診する患者が増加傾向にある、ということです。

二つ目です。感染症の広がりですが、都内では、感染源や感染経路が不明な事例や、集団感染事例が発生しております。

新型コロナウイルス感染症は重症例から表面化しておりますけれども、多数の軽症例が潜在していると考えべきであります。そうすると大きな集団感染が突然発生する可能性があります。

三つ目です。新型コロナウイルス感染症患者像ですけれども、糖尿病や基礎疾患を持つ患者さん、それから、高齢者が重症化する傾向がございますけれども、比較的若い50代で重症化している例もございます。

一週間ほど、それほど重症という印象ではない例が悪化して、徐々に低酸素状態になる例もございます。

次に検査についてです。今後、都内で感染が拡大した場合には、すべての対象者にPCR検査を実施することは、現実的にも無理でございますし、その必要もなくなってくるだろうと思えます。

五番目です。医療提供体制です。一般の病院はまだ感染症を診る意識に至っておりません。今、症例提示して相談センター経由で専門の医療機関が診る体制でありますので、どうしても、今、

突然一般の病院で診ろと言われても、そういう状態にはなっていない。そういう患者さんが来ますと、相談センターに繋ぐとかですね、なるべく専門の医療機関にお願いするという態勢になりがちです。病院の体制整備には時間がかかりますので、今から一般の病院でも診るんだということを、早めに準備すべきではあると思います。

患者さんの重症度に応じて、一般の医療機関と感染症指定医療機関の役割分担を明確にすべきです。それで、軽症の患者さんと重症の患者さんは、呼吸器の状態、酸素飽和度とありますが、この状態が一気に変わってきますので、軽症から重症に移っていく段階で、うまく専門の病院に引き渡すということが、救命のためにはすごく大事なことと考えます。

新型コロナウイルス感染症の臨床像など、対応の指針となるようなものがあれば診療しやすい、要するに、PCR検査ができないのであるならば、どういう像であればコロナウイルスだということがわかるように、これは、知見を積み重ねていく必要があるのですが、一般の臨床の現場におきましては、こういう指針がありますと、わかりやすいということです。

六番目は、院内感染防止、そのための啓発、啓発に伴って施設の整備、資器材の精査が必要となってきます。

七番目は、搬送体制です。患者さんの容態が変化した場合には、転院搬送が必要ですがけれども、ここをどうするのか、かなりの患者さんの転院搬送が今後必要になってくると思われますので、ここを確保していただきたいと思います。

都民への情報提供、正しい情報を適時適切に提供することが必要であります。今の相談センターの相談件数からしても、かなり増えてきております。冷静な対応をしていただけるように情報を提供していく必要があると考えます。

【国立国際医療研究センター病院国際感染症センターセンター長 大曲医師】

現場で実際に患者を診ている側としての所感、この一か月起こったことを簡単にまとめます。1月は春節がありました。これに伴い武漢から来られた旅行者の方が体調を崩されています。

して、当院でも2名ほど陽性者がいらっしやいましたが、静かでした。

状況が変わったのは1月最後の週でありまして、武漢からチャーター機で帰国者を受け入れるということで、東京都を挙げて対応することになりました。そのオペレーション自体も大変だったわけですが、入院が必要な方が多数おられたということで、軽症ではありますが医療が必要な方がかなりおられまして、都立病院、感染症センターで受け入れるということがありました。大変ではございましたが、実際に発症される方、あるいは病原体を持っている方が非常に若い方が多く、重症化することはなかったので、多くの方が回復してもうすぐ退院という方も複数あります。

2月2週目以降、話が変わってきました。具体的にはクルーズ船から下船された方々の治療が始まったということです。何が変わったかといいますと、もちろん発症している、していないにかかわらず病原体を持っている方をお受けするという事自体、医療機関に負荷が大きくなったということもありますが、ひとつは高齢の発症している患者さんが重症化することです。これは若い方を見ているときにはいらっしやらなかったのですが、高齢の患者さんが発症するとかなりの高い確率で呼吸不全になりまして、人工呼吸が必要になって、ひどい時は人工心肺が必要となるという状況です。

当院でも現在2名の人口心肺を使って患者さんを診ているというところでもあります。もう一方は、みなさんご存じのとおりこの1週間程度ですが、市中で発症されて来られる方々が増えてきている。それらを同時に見ているというところでありまして、感染症指定医療機関で現在診療を中心にやっていますが、現在の状況は正直、キャパシティもギリギリ上限に来ているというところがございます。ここでもし集団発生等が発生するとかなりきびしいという印象をもっています。そう意味では今後のこととしては、重症者をどう見るかという意味では、救命救急センターまたは感染症指定医療機関で頑張っていきたいとは思っておりますが、その拡充というのは必要だと思います。

一方で、比較的中等症、軽症の方も含めて全体として都でどのように見ていくかということ

をどう考えていくかが非常に重要でありまして、重症者は我々で診ます。ただ、中等症、軽症者は一般の医療機関で見ていただくというような分業の体制を今からでも進めていくということが必要だと思っています。私からは以上です。

【東京都感染症対策アドバイザー 濱田医師】

東京医科大学病院の濱田です。東京都の感染症対策アドバイザーを務めさせていただいておりますがこの観点からお話ししたいと思います。

現在、日本全体の流行状況につきましては、流行早期という風に政府の方で発表しております、東京都もその状況にあると思います。そしてこの次に控えているフェーズが蔓延期という状況で、もしこのまま患者が増えれば移行する可能性がございます。

ということで流行早期にやるべきことは大きくやるべきことは2つです。ひとつは、医療体制の整備。それからもう一つは拡大の防止。この2つに集中すべき時期であると思います。

医療体制の整備はすでにお二方がお話されていますので、拡大防止をどのように都の方でしていくかということでございますが、今、都の方をはじめ、国民の皆さんは予防という面ではかなりいろんな知識を持っているんですが、発病した場合といいますか、感染疑う場合の対応はまだまだ弱い部分がございます。先日政府の方から診療の目安というものが発表されましたけれども、あれはあくまでも受診の目安であって、4日間家で様子を見てください。家でという風にも書いてないのですが見てくださいと。これはそうした症状がある場合には家で安静にして、外出を控えていただくと。そういったことが拡大防止につながるわけで、そういった情報提供を都から積極的に行っていただく。そういったことがリスクコミュニケーションのうえでも必要じゃないかと思えます。

ただし、過剰に不安を煽らない程度の情報提供としてぜひ拡大防止、これを都として進めていただきたい。

【東京都医師会副会長 猪口医師】

今専門の先生にもお話をさせていただきましたけど、この会議を踏まえて、考えるところは今の拡大防止にしろ、この事態を乗り切るためには行政のみなさんと我々医療界がうまく連携して、知事のリーダーシップのもとにうまくこの事態を乗り切って、蔓延期にならないようこの時点でうまく抑えることができればと思っています。宜しく願いいたします。

【福祉保健局】

先生方ありがとうございました。引き続き福祉保健局としても先生方とは緊密に連携をしながら専門的知見いろんな知見を活かしていければと思います。以上です。

【危機管理監】

ありがとうございました。

それでは各局の今後の対応について、ご発言のある局から発言をお願いしたいと思います。

まず、教育庁からお願いいたします。

【教育庁】

教育庁から3点報告いたします。

1点目として、本日実施している都立高校の入学者選抜についてですが、校舎入り口にアルコール消毒液を設置するなど、手洗い、消毒を励行するとともに、教室の換気、生徒にマスク着用のまま受検することを改めてアナウンスし、咳き込んでいるなど体調の良くない生徒については、希望により、別室での受検を認めて対応しております。

また、新型コロナウイルス感染症にかかっている又はその疑いにより、本日、受検できない生徒がもし仮にあった場合、その取扱いについては、季節性インフルエンザ等の感染症の場合と同様に、医師の診断書等による証明により、3月10日に予定している追加の入試を受検すること

を認めています。これについては、生徒所属の中学校を通して、事前に受検生に周知済みです。

なお、本日午前10時の時点では、コロナウイルス関連の対応事例の報告は上がってきておりません。

また、本日以降も、二次募集などの入学者選抜が予定されておりますが、新型コロナウイルス感染症の状況変化を見ながら、適切に対応してまいります。

2点目は、2月18日付及び19日付で国から通知のありました、児童生徒等に新型コロナウイルス感染症が発生した場合の対応についてです。

これは、大学や私立学校を含めた全ての学校に共通でございますが、公立小中学校の例について申し上げますと、児童生徒等が罹患した場合は、保健所、学校、教育委員会の間で情報を共有するとともに、当該児童生徒については、出席停止の措置を取ることになります。

また、都及び保健所を設置する区市は、休業が必要であると判断した場合には、都教育委員会や区市町村教育委員会に対して、学校の全部または一部の臨時休業を要請することとなっております。これを受け、管轄の学校についての臨時休業を実施します。

また、都及び保健所を設置する区市からの要請がない場合であっても、地域の感染拡大状況や校内で多数の発症者がいる場合などには、各教育委員会の判断で臨時休業ができることとなっております。

3点目に、卒業式などの学校行事等についてでございます。これは国からの通知にも記載があったところですが、現時点での対応としては、卒業式など大勢の人が長時間同じ空間にいる場合には、こまめな換気を行うとともに、会場の入り口にアルコール消毒液を設置するなどの感染症対策を行い、実施することとしております。

今後、時々刻々と変化する新型コロナウイルス感染症の状況を見ながら、学校等に対する情報提供を行うとともに、引き続き、適切な対応に努めてまいります。以上です。

【危機管理監】

ありがとうございました。

続いて、都主催のイベントの取扱いについて、政策企画局からご説明をお願いいたします。

【政策企画局】

私からは、先日知事より指示のあった都主催のイベント開催について、取扱いをまとめましたので、ご報告いたします。

新型コロナウイルスの感染が拡大する中、国内での更なる感染拡大を防ぐことが必要であり、そのためには、感染の機会を減らすための社会的な取組が重要になっています。

今般、現在の状況が、感染拡大を防ぐための重要な局面にあることに鑑み、今後3週間に開催を予定している都主催の屋内でのイベントについては、大規模なもの、食事を提供するものは、原則として、延期又は中止とする。

ただし、屋内での大規模なイベントであっても、入学試験、卒業式、資格試験などこの期間に実施する必要性があり、実施日の変更が困難なものについては、感染リスクへの必要な対策をとり、実施をする。

屋外でのイベントについても、食事を提供するものは、原則として、延期又は中止する。

その他の屋内イベント及び屋外イベントについては、リスク評価を行い判断する。実施する場合には、感染リスクへの必要な対策を十分に講じることを条件とし、それが実施できないと判断される場合には、延期又は中止する。

また、イベントを実施する場合には、発熱等の症状がある人に参加を控えるよう要請すること。咳エチケットの徹底や頻繁な手洗い、アルコール消毒液を会場入り口に設置するなど感染リスクへの必要な対策をした上で、実施していただきたいと思います。

今回の取扱いについては、今後、感染防止対策全体の方針のもとに適宜、見直しを行います。

各局の皆様におかれましては、この方針に基づいて、延期又は中止するものを早急に洗い出す

とともに、参加予定者への周知など必要な対応をとっていただきたいと思います。よろしくお願いいたします。以上です。

【危機管理監】

ありがとうございました。それでは、総務局長からご発言をお願いいたします。

【総務局】

まず、都主催会議や出張の抑制についてでございます。すでに通知として発出しておりますが、資料にありますとおり、各局等には具体的な考え方をもとに取扱いを進めていただきたいと思いますと考えております。

次に、都庁における新型コロナウイルス感染症対策としましてのテレワーク・オフピーク通勤の関連でございます。前回、報告いたしましたが、実施方針としてまとめさせていただきました。

3月から、東京 2020 大会時に予定していた取組を前倒して、可能なものから速やかに実施するとともに、4月からは、東京 2020 大会を見据え、取組の前倒しをさらに加速していきたいと思っております。

具体的には、3月2日の月曜日から、窓口担当者等を除く本庁職員全員を対象として、テレワーク又はオフピーク通勤を実施することとし、とりわけ、テレワークの活用を積極的に推進したいと考えております。あわせて、職員用の常設型サテライトオフィスについて、大会時に開設を予定していたもののうち2か所を3月中に前倒しで開設いたします。

また、4月からは、本庁職員全員を対象として、週2回以上のテレワークを実施し、さらに、毎日、時差勤務やフレックスタイム制等を活用したオフピーク通勤を実施いたします。サテライトオフィスについては、大会時のみの開設を予定していた特設型サテライトオフィスも含め、早期に開設してまいります。

加えまして、出先事業所の一部にも端末を配備し、テレワークの試行を開始したいと考えております。

都議会開催中でありまして、年度末の大変忙しい時期ではございますが、各局の皆様のご協力をお願いいたします。以上です。

【危機管理監】

ありがとうございました。

それでは、本部長からご発言をお願いいたします。

【知事】

各局から報告をいただきまして、現場で本当にみなさん真摯に対応していただいていることに感謝したいと思います。

昨日、横浜港で検疫中のクルーズ船に関連した都内在住の方を含む2名の方がお亡くなりになっておられます。心よりご冥福をお祈り申し上げます。

そして本日は、東京都医師会の猪口先生、国立国際医療研究センター病院の大曲先生、東京都感染症対策アドバイザーの濱田先生から、それぞれご専門の知見に基づきまして、都内感染症指定医療機関での現状がどうなっているのか、そしてまた、感染症の広がり状況、患者像のご報告や、検査・医療提供体制、院内感染防止対策などに関してご助言を賜ったところでございます。ありがとうございます。

また、都はこれまで、国からの要請に基づき、武漢市から帰国された邦人の方などや横浜港沖に停泊しているクルーズ船内で発生した陽性患者を都内感染症指定医療機関でこれまでも数多く受入れてきたところでございます。加えまして、都内でも25名の患者が発生しておりまして、受入れを行ってきた医療機関に大きな負担が生じているところでございます。現場のみなさまは自らの安全も確保しながらお勤めいただきたいと思っております。

そして先ほどの有識者の先生方からのご報告・ご助言でございますが、それぞれ一つずつしっかりと分析し、何ができるのか、いつまでにどうするのかなど、進めていきたいと思ひますし、また例えば、医療者の安全を守るための防護服の提供など、医療機関をしっかりとバックアップしてまいりまして、今後の感染拡大も見据えた的確な検査・医療提供体制を早急に整えていただくことといたします。

都内におきましては、2月13日の判明を端緒とした屋形船にかかわる集団感染事例でございますが、積極的疫学調査により一定の感染拡大防止が図られているところでございます。一方で、感染源や感染経路が判明していない事例も増えてきております。そして、重症例の方も3名発生するなど、状況は予断を許さないということだと存じます。

感染拡大防止ということをおっしゃったわけでございますが、その意味では今重要な局面を迎えており、より一層の危機感を持って、取り組んでいかなければなりません。

今後とも有識者の先生方からタイムリーなご助言をいただきまして、都の感染症対策に万全を期してまいりたいと思ひます。

それから、先日指示をいたしましたテレワーク、時差ビズについてでございますが、これまでも東京2020大会期間中の取組として進めてまいりましたが、それを大幅に前倒しする、そしてできるところから早速実施していくとの報告が総務局長よりあったところでございます。これは感染拡大防止にとどまらず、日本社会においてテレワークを一気に加速させるつもりで取り組むべきものと考えまして、また、職員の皆さんについても、この際、仕事の進め方を抜本的に見直すように実践をお願い申し上げます。

そして、政策企画局長から都が主催するイベントの取扱いについて報告がございました。

現在の状況が感染拡大を防ぐための重要な局面にあるとの認識のもとに、今後3週間に開催を予定している都主催の屋内でのイベントにつきましては、大規模なもの、食事を提供するものは、原則として、延期又は中止といたします。

ただし、屋内での大規模なイベントであっても、卒業式など、この期間に実施する必要がある

ものなどは、咳エチケットの徹底や、頻繁な手洗い、また、実施上の工夫を検討するなど、感染リスクへの必要な対策をとった上で、実施していただきたいと存じます。

屋外でのイベントについても、食事を提供するものは、原則として、延期又は中止でお願いしたい。その他の屋内イベント、及び屋外イベントについては、リスク評価を行って判断をいたします。実施する場合には、感染リスクへの必要な対策を十分に講ずることを条件として、それが実施できないと判断される場合には、延期又は中止といたします。

関係する職員の皆さんは、この方針を踏まえ、スピード感をもって、必要な対応をとっていただきたいと存じます。

これまでも準備に励んできたところでありますけれども、今何をすべきかの優先順位を考えての判断ということを都民の皆様にもご理解いただきたいと存じます。

最後に、この機を捉えまして、テレワークをはじめとしたスムーズBizなどの取組について一層推進していくこととしたいと思いますし、今回補正予算にも盛り込んでおりますが、企業の皆様方もここはテレワークなどスムーズBizを一気に進めていただきますよう積極的に取り組んでいただきますようお願い申し上げます。

みなさん、ここを正念場と考えて頑張ってまいりましょう。よろしく申し上げます。

【危機管理監】

ありがとうございました。各局等、それぞれ引き続きよろしく申し上げます。

以上を持ちまして、「第 9 回東京都新型コロナウイルス感染症対策本部会議」を終了します。